

おもてなし向上モデル事業募集説明会 における質疑応答について

平成21年7月8日に開催しました募集説明会における質疑応答については下記のとおりです。

記

質疑1 雇用した労働者が6ヶ月を経過せずに退職した場合に委託料を請求することができますか。

回答1 雇用期間の要件を満たさないことをもって、直ちに委託費の支払を行わないことにはなりません。ただし、採用時の雇用契約期間は、6ヶ月以上必要です。

質疑2 今から「おもてなし向上モデル事業」のための雇用を行ってもよいのですか。

回答2 委託先が選定される前に雇用された労働者については、新規雇用の失業者として扱うことはできません。委託先として選定されてから公開の募集を行ってください。

質疑3 9月1日から失業者を雇用した場合、その者の給与の支払い日は、他の従業者と別にする必要があるのでですか。

回答3 別にする必要はありません。

質疑4 この事業の経理処理について他の経理と明確に区分する必要があるとのことですが、全体の経理処理に係る会計関係帳簿と完全に区分する必要がありますか。

回答4 会計関係帳簿と完全に区分する必要はありませんが、「おもてなし向上モデル事業」に係る収入額、支出額を記載し、資金の使途を明らかにした会計帳簿（副帳簿）を作成してください。

質疑5 雇用される本人に「ふるさと雇用」の対象者であることを伝える必要がありますか。

回答5 必ず伝える必要はありません。

質疑6 ハローワークを通じて雇用した場合、トライアル雇用の奨励金を受けることは可能ですか。

回答6 「トライアル雇用奨励金」は、国が実施している各種助成金に該当し、「おもてなし向上モデル事業」との併給は認められていないため、ハローワークを通じて失業者を雇用する場合は、「トライアル雇用奨励金」の受給はできません。

質疑7 委託料の精算と請求はいつの時点で行うのですか。

回答7 委託事業の終了にともない業務実施報告書を提出していただいた後、委託料の額の確定を行います。その後、支払請求書に基づき委託料の支払いを行います。

質疑8 概算払いを行うか否かの判断は、誰が行うのですか。

回答8 委託事業先との協議により、委託事業の実施上必要と認められる場合に概算払いを行います。なお、年末までに1回概算払いを行うことを予定しています。